

2010年夏号

事務所HPアドレス
<http://homepage3.nifty.com/tosoho/>

事務所だより
カツとび

発行
東葛総合法律事務所
編集責任者 宗 みなえ
〒271-0092
千葉県松戸市松戸1281-29
住友生命松戸ビル5階
電話 047-367-1313代
FAX 047-367-1319

暑中お見舞い申し上げます



たくみの里にて（群馬県みなかみ町）

ごあいさつ

梅雨が明けたかと思うと、連日三〇度を優に越す暑さで、じつとしていても汗が次から次へと噴き出でます。幼い頃の夏休み、首にタオルを掛けてあふれる汗を拭きながら、西瓜を頬張っていた頃の暑さを思い出します。

普天間基地問題では、米軍基地撤去のチャンスであつたはずですが、現状はなきない方向に進んでいます。私たちはもつと大胆かつ明快に、「基地はいらぬ」「戦争をする国に荷担しない」という確固たる姿勢を打ち出しましよう！

武器ではなく文化と外交を手段として、共に生きる世界をめざす。そんな国として、苦労はするけれど誇り高く生きる道を選択しましょう。

東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田孝代

弁護士 福富美穂子

弁護士 斎藤雅子

弁護士 田中淳哉

弁護士 宗 みなえ

弁護士 萩原得誉

事務局長 小久保雅弘

水戸地裁土浦支部

布川事件

再審公判スタート 一日も早く無罪を

弁護士 福富美穂子

水戸地方裁判所土浦支部
で、いよいよ再審公判が
スタートしました。昨年
十二月に最高裁で再審開
始決定が確定してから半
年、待ちに待った日です。
当日、土浦は朝から大勢
の人がつめかけ、二十ほど
どしかない傍聴席を求め
て抽選に並んだ人は六百

勢二十三名の弁護団も、法廷の長椅子に体をびつたりくつつけ合ってぎゅう詰めに座り、やつと全員が法廷に入れただような状態でした。

再審公判というのは、文字通り、再び審理をするということで、通常の刑事案件と同じように、定質問から始まり、起訴状朗読と続きます。検察官は一九六八年に読み上げたものと全く同じ起訴状を朗読しました。引き続き行われた櫻井さん、杉山さんの意見陳述で、櫻井さんが「あんな起訴状の朗読をして恥ずかしくないのか、証拠を独り占めして隠したり出したり、そんなことが許されるのか、隠している証拠を見れば無実がわかるはずだ。」と検察官に詰め寄る場面もありました。

櫻井さん・杉山さん、本人の意見陳述の後、弁護団が詳細な意見陳述を行いました。内容は①人が無罪であること、②違法な捜査や証拠隠しについて検察官は反省し謝罪をすべきであること、③本再審公判の使命は、第一に、一刻も早く二人に無罪を宣告することと

人を超えていたとか。紹
勢二十三名の弁護団も、
法廷の長椅子に体をびつ
たりくつつけ合ってぎゅ
うぎゅう詰めに座り、や
つと全員が法廷に入れな

あり、再審開始決定を重すべきで、検察官の新たな有罪立証は許されないこと、第二に、確定審証をすべきことであると、です。

十日で統一が行われる、となりました。七月三
十日には音声・映像等の証拠についての説明が行われる予定で、多数の編集痕が明らかとなつた櫻井さんの自白テープの車両も去田で行われる予定です。

あり、再審開始決定を重すべきで、検察官の訴訟をすべきこと、第二に、確定審判が誤判に陥った原因の検証をすべきことである」とです。

その後、検察官・弁護団双方から証拠の取調べ請求がなされ、どのように証拠があるかを説明する手続が行われました。大きな証拠が提出されたため護側請求証拠についての説明の途中で時間切れとなり、次回、七月三

一〇一〇年五月二十五日、千葉地裁にて、原爆症認定訴訟千葉二次訴訟の判決が言い渡されました。

この訴訟では、四名の被爆者が、原爆症認定申請を却下した厚生労働省の判断は取り消されるべ

十日に統計が行われる」となりました。七月三十日には音声・映像等の証拠についての説明が行われる予定で、多数の縦集痕が明らかとなつた櫻井さんの自白テープの再生も法廷で行われる予定です。

なお、検察官は被害者の口の中に詰められていたパンツや足首に巻かれていたワイヤーやタオルについて、犯人の掌の皮膚片等が存在する可能性があるとしてDNA鑑定士 齋藤雅子

れに對して弁護団は①謝罪もしない検察官に新たに有罪立証をする資格はないこと、②二重の危険の禁止の見地や時機に遅れた攻撃防御方法であることなどから、再審請求審における検察官の新たな有罪立証は制限されるべきであること、③鑑定資料の取扱・保管方法が不適切で四十三年の間に汚染されている可能性が高く、鑑定条件を欠いていること、④取調の段階で請求を棄却する（認定すべきとはいえない）との結論を出しました。

この判決は、一連の集団訴訟中にも見直しが行われてきた原爆症認定の審査基準を批判し、その基準下でも未だ認定されていなかつた一名に閲して認定するべきとした点で、とても意味のある判決でした。しかし、他方で白内障については認定すべきとしなかつた結論については、理論的に一貫せず、また、これまでの集団訴訟の到達点、白内障について原爆症と認定すべきとした名古屋高

示され、その際に両名の唾液や皮膚片が付着した可能性を否定できず、さらに、最高裁による特別抗告棄却決定後のみ月四日から三月十六日まで検察官が鑑定資料を、事情説明することなく裁判所から借り出し、四十日以上も独自の管理下に置いていたことに鑑みると、新たなえん罪を招く危険があることなどを指摘し、断固反対の姿勢を明らかにしています。

裁判決(本年三月十一日)から後退するもので、原告本人はもちらん弁護団も到底納得のいくものとは言えませんでした。

もつとも、請求を退けられた原告は、この判決に対する控訴を断念しました。その決断の背景には、二〇〇九年八月六日当時の麻生首相と原告団(・被団協)との間で調印された確認書の存在がありました。この確認書では、厚生労働省は、被団協等と定期的に協議を持ち、今後訴訟の場で争うことのないよう原爆症問題の解決を図ること等を約束し、それを受けて原告団らは、この原爆症

次回、このDNA鑑定を裁判所が採用するか否かの結論を出す可能性が高い、その判断に注目が高く、集まっています。

DNA鑑定請求が却下されれば、証人尋問・被告人質問・論告・弁論と進み、早ければ秋にも結果となる見込みが出でます。「とにかく、一日も早く無罪を！」を合言葉に弁護団も最後の奮闘をしています。引き続き葉に弁護団も最後の奮闘をしています。引き続き支援をよろしくお願ひいたします。



アスベスト裁判

提訴から2年 東京地裁
立証の山場へ
弁護士 宗 みなえ



教授の証人尋問が行われ、高度経済成長下の国の施策によりアスベスト使用が促進され、反面、経済成長を建物建築の面で支えた建設作業従事者の生命と健康が蔑ろにされた事実が明らかになりました。

肺がん、中皮腫などに苦しめられている原告ご本人、そしてアベスト疾患で家族を亡くした遺族の方々の辛く悔しい気持ちを裁判官に知つてもらう機会ですので、まさに立証の山場といえるでしょう。千葉の原告団からは、3人の学齢期の子どもたちを残し、四〇代の若さで肺がんで他界された男性原告の妻が証言に立つ予定です。

その後、十一月月及び十二月には国側申請証人の中見尋問が行われ、証拠調べも佳境へと突入していきます。

一方、この五月十九日には、大阪泉州地域の右大学院に行くこと自体「ばっかぢやないの！」と夫にも息子にも言われた。夫には「学問をなめたつたけど院を無事卒

アスベスト疾患となつた人々が国の責任を問うて提起した泉南アスベスト訴訟の判決が大阪地裁で言い渡されました。しかし、残念ながら国は控訴し、泉南アスベスト訴訟の解決も先送りされました。

どちらのアスベスト訴訟にもいえることですが、アスベスト疾患の被害は悲惨なもので、生存原告の方々が提訴後次々と亡くなっています。解決は待ったなしの状況です。引き続きアスベスト訴訟に注目下さい。

この生活で、二十六歳の中国人のYさんを知つた。聰明・明朗な人であった。寝る間を惜しんで研究課題に取る姿は魅力的であった。教授はYさんに好感をもつていて「日本の学生も彼女くらいの向学心をもつてもらいたいよ」としきりに嘆いて

隨 想

多忙だったけど…
大学院を無事卒業

弁護士
蒲田孝代

そして、九月の裁判期日では、いよいよ被害者の方々が直接裁判所にアベスト被害の実態を訴える被害者尋問の一回目が行われます。石綿肺や徹夜を余儀なくされた。「よく言うよ！翌日の仕事はきつすぎて、意識朦朧としてたんじゃないの？」と息子は言う。

十二月には国側申請証人の証人尋問が行われ、証拠調べも佳境へと突入していきます。

悲惨なもので、生存原凶の方々が提訴後次々と亡くなっています。解決は待つたなしの状況です。引き続きアスベスト訴訟に注目下さい。

教授の証人尋問が行われ、高度経済成長下の国の施策によりアスベスト使用が促進され、反面、経済成長を建物建築の面で支えた建設作業従事者の生命と健康が蔑ろにされた事実が明らかになりました。

肺がん、中皮腫などに苦しめられている原告ご本人、そしてアベスト疾患で家族を亡くした遺族の方々の辛く悔しい気持ちを裁判官に知つてもらう機会ですので、まさに立証の山場といえるでしょう。千葉の原告団からは、3人の学齢期の子どもたちを残し、四〇代の若さで肺がんで他界された男性原告の妻が証言に立つ予定です。

人々が国の責任を問うて提起した泉南アスベスト訴訟の判決が大阪地裁であり、国の損害賠償責任を認める画期的な判決が言い渡されました。しかし、残念ながら国は控訴し、泉南アスベスト訴訟の解決も先送りされてしまいました。

どちらのアスベスト訴訟にもいえることですが、アスベスト対疾患の被害は

基地問題

基地の街 三沢で考えた

弁護士 萩原得誉

いた。
教授はYさんと二人になら
なることが苦手で、いつも
も間に私を入れたがつ
た。私がいると、安心し
て毒舌や愚痴を言つてい
た。最近は大学や大学院
も中々難しい時代のよう
だ。
卒業の時、教授は二人
に本当に楽しかったよと
言いながら、老後を頼む
よと私にいった…。
教授、私とあまり変わ
ないのよね、年齢は。

権にいたつては「国外、最低でも県外」との公約が果たされぬまま、終焉を迎えてしました。このように、普天間基地が社会の注目を集め始めたのは、沖縄県民の強い反対運動があつたからに他なりません。沖縄県民の方々が、基地建設の歴史的経緯のみならず、在駐している米軍兵の犯罪や、生活騒音等といった、日常生活の中で強いられる苦しみを訴え続けてくるからこそ、

と、三沢は第二の夕張になつてしまふとの発言があつたそうです。

このような話を聞き、私は『基地問題』について、新たな視点を得ることが出来ました。米軍基地反対というのは簡単です。しかし、沖縄以外の基地所在地に足を運び、そこで暮らしている人の声を聞き、現地の空気を肌で感じることは、「基地問題」の根の深さを実感することに繋がるのでないでしようか。

A circular portrait of a man with dark hair, wearing a white shirt and a patterned tie. He is looking slightly to his left.

では、沖縄県民の抗議の声が高まり、一九九六年に橋本首相が「全面返還を発表したにもかかわらず、その後、政府は「代替基地の移設先探し」に

三沢市長は、非公式ながら、市民との関係も良好のようでした。また、行動もほとんどないことが多かった。米軍による問題提起した。

基地問題 基地の街 三沢で考えた

弁護士 萩原得譽

沖縄だけの問題にしてはいけないのだという問題意識が生まれてくるのだと思ひます。

では、三沢基地はどうでしょうか。同じ米軍基地でありながら、実際に街の空気を肌で感じた感想を一言で表すのであれば、「街と基地が共存している。」ということです。実際に、聞いた話によれば、米軍基地が存在する地域で基地反対の市民団体が存在しないのは三

望まれる子育て

支援のあり方



弁護士 田中淳哉

1 日本では、少子化問題は、「国力の低下」

すなわち、労働力人口の減少や年金制度の崩壊を招くから問題であると捉えられたのです。このようないい発想は、一人一人の幸せよりも国家の利益を重視するという点で逆立つており、子どもの幸せをよりも重視する親の求めるものは全く異なるものです。

2 少子化の根本的要因は、家事・育児責任の偏りと、それを前提としたいびつな雇用制度にあります。

「男は外で働き、女は家で家事・育児をする」という旧来型の性別役割分業に代わって現代では、「男は外で働き、女は外で働きつつ家でも家事・育児をする」という新たな性別役割分業が広がり

ことは自らの成長の機会で働きつつ家でも家事・育児をする」という新たな性別役割分業が広がり

つつあります。こうした社会の変化の中で女性（母親）の負担が増してます。このため子どももとつて望ましいモデルが必要です。家事・育児責任を免除され仕事に専念する父親や、家事・育児責任に加えて職業的役割まで負担させられて育児不安や夫への不満を募らせた母親では、子どものモ

自ら周囲を観察し、模倣なっています。子どもは心理学の研究で明らかになっています。子どもは自ら周囲を観察し、模倣なっています。子どもは

つとも、また子どもにとつても重要なことです。

ILO（国際労働機関）の156号条約は「職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利」の保障を国の責務としています。働くことが権利であり責任であるの

とが、夫にとつても、妻にとつても、また子どもにとつても重要なことです。

日本の女性は、家庭内労働を一手に引き受けながら、職場では、家庭での責任を放棄して働き過ぎの状態にある男性と渡り合つていかねばならず、このような状況が出産への大きな障害となつてゐるわけです。

3 この点に切り込むためには、労働政策と家庭政策のあり方を根本から転換することが必要で

ます。

日本女性は育児自体もいわれ、育児を通して親も成長することができます。家庭における責任を放棄する

ことは自らの成長の機会

に行われた自由法曹団の五月二十三（二十四日）集会に、

宗弁護士・萩原弁護士と

事務局リレートーク 自由法曹団 5月集会に参加して 事務局 中河哲男



一緒に参加してきました。自由法曹団とは、基本的人権をまもり民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与することを目的とする弁護士の団体（ホームページより引用）。毎年、

五月集会と呼ばれる全国集会を開き、それぞれの問題意識とたたかいの経験を交流しています。

今年の開催地は青森県三沢市でした。三沢は予想外に寒く、二日分の服装を全て重ね着しなければ

しえないほどでした。

全体会では、東奥日報編集委員の齊藤光政さんから「ミサイル防衛の危

機」を題する講演がありました。青森県に、アメリカの対北朝鮮用の最新兵器が配備され、北朝鮮からは攻撃の第一目標にされている…ということが同紙の取材に基づいて報告されました。

分科会は六つあり、私は貧困問題の分科会に参加しました。各地での派遣村の取り組み、生活保護申請同行の取り組み、追い出し屋対策の取り組み、空梅雨気味の梅雨が明けたかと思えば、いきなりの猛暑日。昨年は（私的には）涼しい夏でした

が、今年は暑くなりそうですね。

友の会では、今後家族で参加できるアウトドア企画、学習会、忘年会、などを予定しています。興味のある方は、事務所までご連絡を。

（写真は旅行二日目のバーベキュー）



ましだが、菅首相の私的諮問機関が非核三原則の一部見直しを提言するなど（許し難い）、日本政府が被爆者の苦しみを真に理解しているとは到底思えない状況です。日本は沖縄を切り捨て、被爆者を切り捨て、どこに向かおうとしているのでしょうか。（SO）

友の会 コナ

また、育児における男性（父親）の不在は、子どもの発達にとっても悪影響を及ぼすことが発達心理学の研究で明らかになっています。子どもは自ら周囲を観察し、模倣しながら成長・発達します。このため子どももとつて望ましいモデルが必要です。家事・育児責任を免除され仕事に専念する父親や、家事・育児責任に加えて職業的役割まで負担させられて育児不安や夫への不満を募らせた母親では、子どものモ

とが、夫にとつても、妻にとつても、また子どもにとつても重要なことです。

ILO（国際労働機関）の156号条約は「職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利」の保障を国の責務としています。働くことが権利であり責任であるの

と同様に、家族的役割を担い家族生活を享受する個人の生活スタイルの問題等に矮小化されてしまいがちです。この意識の低さが、国の見当違い

でなく、「男女平等」や個々人の生活スタイルの問題等に矮小化されてしまいがちです。この意識の低さが、国の見当違いで名品造りに励みました。「里」は山々に囲まれ、果樹園や田んぼがある自然豊かなところです。レンタサイクルもあり、一日過ごせます。

宿泊地の万座温泉は標高一八〇〇メートルの雲上の温泉。日本一湯量豊富な源泉掛け流しの温泉は格別でした。

で名品造りに励みました。「里」は山々に囲まれ、果樹園や田んぼがある自然豊かなところです。レンタサイクルもあり、一日過ごせます。

（写真は旅行二日目のバーベキュー）

ましだが、菅首相の私的諮問機関が非核三原則の一部見直しを提言するなど（許し難い）、日本政府が被爆者の苦しみを真に理解しているとは到底思えない状況です。日本は沖縄を切り捨て、被爆者を切り捨て、どこに向かおうとしているのでしょうか。（SO）